

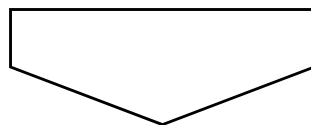
○骨子案作成に向けた意見聴取の進め方について

人権に関する条例制定へ向けて人権全般についてご意見をうかがいます

(例)

- ・条例がめざすべき社会
- ・条例の基本理念
- ・条例で禁止する差別等
- ・差別等への対応策
- ・差別を解消していくための基本的な取り組み

など



(各意見を条例形式に整理し骨子案作成・次回提示します)

○人権に関する条例制定に向けた提言

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証について
(最終報告)より抜すい(43～44 頁)

実効性のある人権条例の制定

現在、市には、特定分野の人権尊重に関する条例（男女平等参画推進なごや条例、なごや子どもの権利条例、障害者差別解消推進条例など）があるが、人権課題には様々なものがあり、さらにその複合性に鑑み、それら諸条例を補完し、本市の人権尊重の根幹となる包括的で実効性のある人権条例の制定を求めたい。

さらに、検証委員会としては、名古屋市が、我が国における人権尊重のまちづくりの先頭に立ち、他都市をリードし全国水準を高めていく「人権施策先導都市」となることを目指して、一歩も二歩も踏み込んだものとすべきであると考え、以下に方向性を示す。

（基本的考え方）

- ・ 差別は、単なる個人の意識の問題のみではなく、多数派にとって優位な社会構造から発生し、無自覚であることの問題も大きい。このことから、社会構造的差別を含むあらゆる差別の根絶を目指すとともに、そうした差別や様々な人権課題を認識し対応できるよう職員の高い人権意識・人権感覚を養成し、また、広く市民に向けた人権教育・啓発等を通じて、人権文化を確立すること。

（体制の方向性）

- ・ 行政として、あらゆる人権侵害から市民を守る必要があることから、既存の相談窓口では対応できないような差別事案（複合差別を含む）についても漏れなく対応し、単なる助言にとどまらず関係団体等と連携協力しながら解決につなげられるようにしていくこと。
- ・ 人権侵害に関する相談機関での解決が困難な場合や、市が人権侵害の主体である場合に、市民にとっては裁判など煩雑な手続を避け、やむをえず受忍することも考えられる。このことから、解決困難事例や、市の施策に対して人権上の疑義が生じている場合に、市から独立した立場で調査し、市へ必要な提言ができる権限を有した専門機関の設置を検討すること。
- ・ 人権に関する相談や調査にあたっては、当該人権に関する当事者視点を取り入れることができるような仕組みの構築に努めること。
- ・ 人権施策の重要性を十分に踏まえて、人権施策の検討・実施に必要な予算と人員を確保するように努めること。

(取組みの方向性)

- ・ 社会に根付いた差別の解消は、一朝一夕には解消しない。このことから、人権が尊重され、差別のない社会に向けて、子どもの頃からの人権教育の重要性を認識し、ライフステージに応じた人権教育・啓発を実施し、人権意識や人権感覚を育成し、人権文化の確立に取り組むこと。
- ・ 市職員には、特に高い人権意識や人権感覚(適正手続の保障等のリーガルマインドを含む。)が強く求められるため、そのための市職員に対する研修制度を拡充・充実すること。
- ・ 市民が日常生活・社会生活を送るうえでは、行政に限らず、さまざまな事業者や地域社会との関わりも深い。このことから、事業者や地域社会における人権尊重の取組みへの支援を含めて、地域が一体となって人権尊重のまちづくりに資する内容を検討すること。
- ・ インクルーシブ社会の実現のために、多様性を認め合い包摂することが組織の機能を向上させることを示すとともに、そうした視点に基づく実践を共有・発信するプラットフォームの構築を検討すること。
- ・ 誤った情報や不十分な情報によって偏見や差別が助長され、人権侵害につながることもある。このことから、人権の視点での情報の質の保障を含めた内容を検討すること。また、情報の質の保障については、情報の受け手が情報を入手し理解できるものにすることも含めて検討すること。
- ・ インターネットやSNSには、匿名性を悪用した誹謗中傷や差別を助長するような表現の掲載がなされ、拡大・拡散される悪質な事例も散見されており、今回の名古屋城の件でも発生していた。このことから、インターネット上での不当な差別的言動による人権侵害へ対応できる内容を検討すること。
- ・ 市や職員が直接的に差別をしないことはもちろんのこと、間接的にも差別に関与することがないように努める必要がある。このことから、市の施設や公共の場等での差別的言動への予防や対応に関する内容の検討を行うこと。

『「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして』の宣言

公告

『「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして』を次のように宣言する。

平成10年5月1日 名古屋市長

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして ～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて 50 周年の節目にあたります。

人権の世紀とも言うべき 21 世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

なごや人権施策基本方針 第2章

1 基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。

2 基本的な視点

(1) 一人ひとりが大切にされるまちづくり

誰もが自分らしく生きるためには、それぞれの個性や能力が尊重され、一人ひとりが主体的に自らの生き方を選択することができることが重要です。

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

(2) 多様性を尊重し支えあうまちづくり

市民一人ひとりには、国籍、民族、出自、宗教、言語、文化、習慣、性別、世代などさまざまな違いがあります。

誰もが、お互いの生き方や価値観の違いを認めあい、多様性を尊重し支えあうまちづくりを推進します。

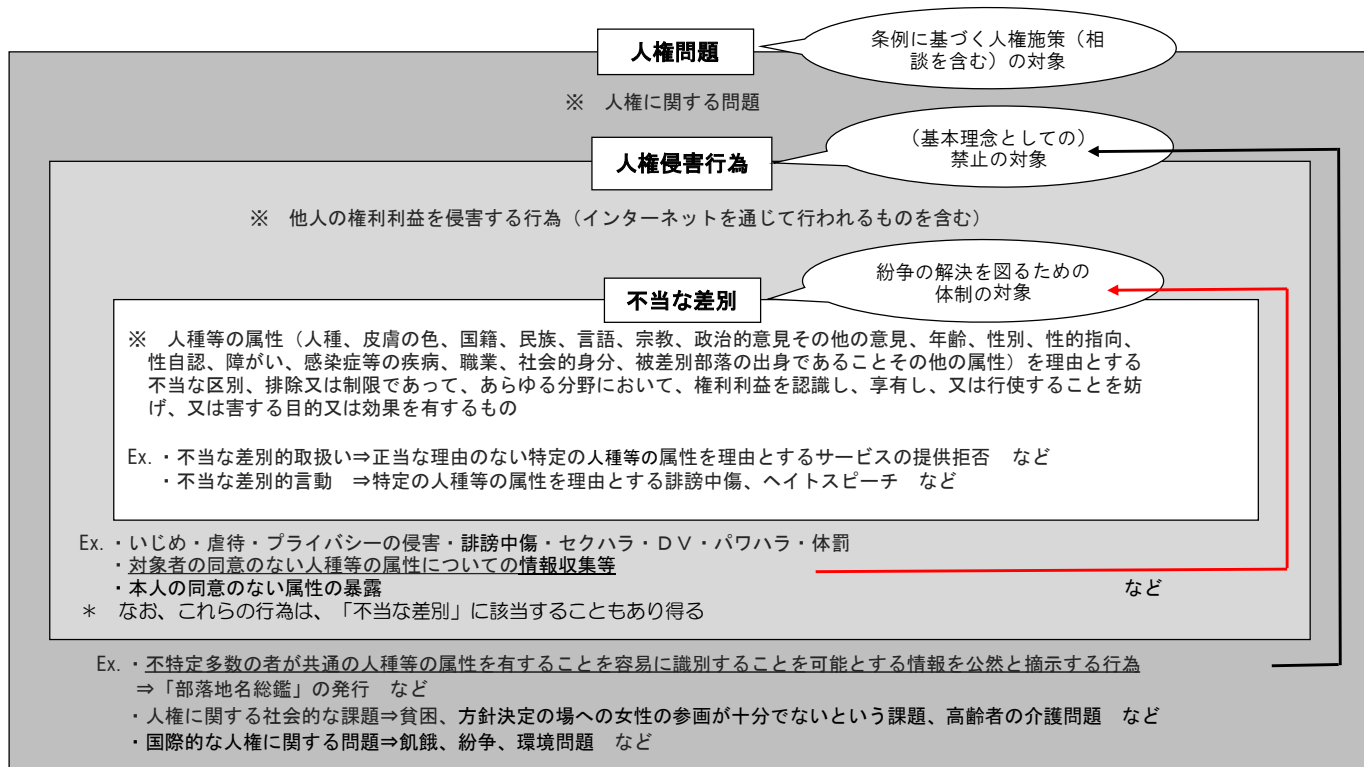
(3) 市民の参画と協働によるまちづくり

日常の市民生活の中で人権について主体的に考え、学び、行動していくことが大切です。

人権の尊重と擁護にあたっては、一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

【差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例 逐条解説 11ページから抜すい】

＜各用語の関係図＞



条例で明記する差別等の禁止の対象、相談の対象、実効性ある紛争解決の対象の規定

主なポイント

- ・ 禁止の対象は、大きくわけて3パターン(①不当な差別的取扱い②不当な差別的取扱い及び不当な差別的言動③人権侵害行為)
- ・ 相談の対象は、差別に限らず広く人権の相談として受け入れている。
- ・ 差別的言動についてはすべてを対象とせず、本邦外出身者に限定したり、表現活動の場を公共の場やインターネット上など限定していることが多い。

1 他自治体の条例

※網掛けは、公表のみ

区 分	禁止の対象	相談の対象	実効性ある紛争解決の対象
愛知県	なし	人権に関する相談	※不当な差別的言動(本邦外出身者《公共の場》)
三重県	人権侵害行為	人権問題に関する相談	不当な差別(属性収集等含む)
相模原市	不当な差別的取扱い 不当な差別的言動(本邦外出身者《公共の場》)	人権侵害に関する相談	不当な差別的取扱い 不当な差別的言動(本邦外出身者《公共の場》) ※不当な差別的言動(本邦外出身者、障害者《インターネット等》)
川崎市	不当な差別的取扱い 不当な差別的言動(本邦外出身者《公共の場》)	人権侵害による被害の相談	不当な差別的言動(本邦外出身者《公共の場》) ※不当な差別的言動(本邦外出身者《インターネット》)
大阪市	なし	なし	なし
堺市	なし	なし	なし
秋田県	不当な差別的取扱い	なし	なし
栃木県	なし	なし	なし
東京都	不当な差別的取扱い	なし	※不当な差別的言動(本邦外出身者《公共の場・インターネット》)
福井県	なし	なし	なし
山梨県	不当な差別的取扱い	不当な差別に関する相談	なし

区 分	禁止の対象	相談の対象	実効性ある紛争解決の対象
滋賀県	なし	なし	なし
大阪府	なし	なし	なし
奈良県	なし	なし	なし
和歌山県	なし	なし	なし
鳥取県	不当な差別的取扱い	人権に関する相談	なし
愛媛県	なし	なし	なし
高知県	なし	なし	なし
佐賀県	人権侵害行為	人権に関する相談	人権侵害行為
大分県	なし	なし	なし
宮崎県	不当な差別的取扱い	人権に関する相談	なし
鹿児島県	なし	なし	なし
沖縄県	なし	不当な差別に関する相談 インターネット上の不当な差別 その他の中傷 性的指向・性自認に関する相談	※不当な差別的言動(本邦外 出身者《公共の場・インタ ーネット》)

2 本市人権分野別の条例

	禁止の対象	相談の対象	実効性ある紛争解決の対象
男女平等参画 推進なごや条 例	性別による権利侵害 ・不当な差別的取扱い ・セクシャルハラスメント ・ドメスティックバイオレンス	なし	なし
障害者差別解 消推進条例※	不当な差別的取扱い 合理的配慮の不提供	差別に関する相談	差別相談に係る事案
名古屋市子ど もの権利擁護 委員条例	なし	権利侵害に関する事項	権利侵害に関する事項

※障害者差別解消推進条例…名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例